

平成30年10月1日

お客様各位

館林信用金庫

「キャッシュカード振込の一部利用制限に伴う  
対象となるお客様の年齢の変更について  
(還付金詐欺被害からお客様をお守りするために)

いつも館林信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、多発する振り込め詐欺被害、特に急増するキャッシュカードによる振り込みに不慣れた高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」被害による悪質な犯罪からお守りする為の対応として、平成29年2月13日(月)より、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施しましたが、平成30年11月20日(火)より、この対象年齢を70歳から65歳に引き下げさせていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが何卒、ご理解のほどよろしくお願い致します。

1. 制限の内容

次のお客様におかれましては、ATMでのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります。(振込限度額を「0円」とします)。

(1) 対象となるお客様

当金庫で口座をお持ちの

①65歳以上で

②過去2年間キャッシュカードによるお振り込みのご利用がない方

※キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

(2) 対応開始日

平成30年11月20日(火)より

2. ATMによる振込取引を希望されるお客様へ

制限の対象となるお客様で、キャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、お手数をお掛けしますが平日の営業時間内に当金庫お取引店舗の窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、お客様が希望する振込限度額に変更し、キャッシュカードによるお振り込みができるよう手続きいたします。

以上